

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

立川市営住宅の使用者の資格の範囲を拡大し、及び共益費に関する規定を追加するため。

## 立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(使用者の資格)	(使用者の資格)
第6条 市営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる条件を具備しているものでなければならない。	第6条 市営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる条件を具備しているものでなければならない。
(1) ……略……	(1) ……略……
(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方を <u>その他市長が認める者</u> （以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）があること。	(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）があること。
(3)～(5) ……略……	(3)～(5) ……略……
2～4 ……略……	2～4 ……略……
第19条 ……略……	第19条 ……略……
<u>(共益費)</u>	
<u>第19条の2 市長は、前条第1項各号に掲げる費用のうち、使用者の共通の利益を図るため特に必要と認めるものを共益費として使用者から徴収することができる。</u>	
2 第15条及び第17条の規定は、前項の共益費について準用する。	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第2号の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。